

広島市 農業委員会だより

平成30年夏号(35号)

発行:広島市農業委員会 ☎(082)568-7755
〒732-8510 東区東蟹屋町9番38号(東区役所内)

コマツナ栽培に、日々一生懸命

“ひろしま活力農業”経営者育成事業 第19期生 宇根大貴さん(安佐北区白木町)



宇根大貴さん(27歳)は、(公財)広島市農林水産振興センターが行う“ひろしま活力農業”経営者育成事業の研修生として、1年8か月の研修を受けました。その後、平成29年12月に安佐北区白木町に就農しました。現在は、約70aの土地に、ハウス11棟(延面積約30a)を建て、栽培したコマツナを市場に出荷しています。

東京での大学時代には、農業による開発途上国支援や植物について学び、一時は植物の研究者を目指していました。しかし広島に戻ってから「実際の農業についてもっと学びたい」、「自分の農園を持ちたい」という思いが、徐々に強くなり、“ひろしま活力農業”経営者育成事業の存在を知り、応募しました。

就農当初は、土作りが不十分でコマツナの葉のふちが茶色になってしまうという失敗もあり、実際の経験、改善、工夫の大切さを身に染みて感じたそうです。

「パートさん4人と午前中は収穫作業から袋詰め調整作業、午後は種まき等の準備と、毎日、一生懸命です。」

今後は規模を拡大し、広島菜、ホウレンソウの栽培に取り組んでいきたいと、明るい笑顔で語ってくれる宇根さんを地域の皆さんとともに、陰ながら応援していきたいです。

(取材:己斐 潔 委員)

農業委員会先進地視察研修



平成29年12月7日に農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名で兵庫県養父市農業委員会を視察しました。

養父市は、平成26年5月1日に中山間地域農業の改革拠点としての国家戦略特別区域に指定されました。農業委員会と市の事務分担による農地の流動化促進、農業生産法人の要件緩和や企業による農地取得の特例といった養父市の現状に合った規制改革を実践し、農業振興に成果を出しています。また、空き家に付属する農地を取得する場合、下限面積を従来の10aから1aに引き下げています。これは、

移住者が家庭菜園に手頃な広さの農地を取得しやすくするため、市内にある空き家の活用を促しています。

今回の視察研修を、今後の委員会活動に反映させていきます。

市長と農業者との懇談会

平成30年2月1日、農業委員会と広島市農業振興協議会は、JA広島市本店で、「市長と農業者との懇談会」を開催しました。

懇談会には、農業者等約80名の参加があり、「農業で輝くひと〜広島近郊6大葉物野菜〜」をテーマに、4名の農業者が事例発表を行いました。

安芸区瀬野川農事研究会は「シュンギク、ホウレンソウなどの少量多品目栽培」の事例を、安佐南区祇園出荷組合は「祇園パセリのブランド化への取組」を、安佐北区安佐町でミズナを栽培している“ひろしま活力農業”経営者は「販路拡大」について、佐伯区五日市町でコマツナを栽培している“ひろしま活力農業”経営者は「地域とのつながり」について発表しました。

市長代理として出席した岡村副市長は、「後継者不足の中、若い方の就農は、農業の発展においても、地域のまちづくりにおいても、大きな意義がある。農家の方々の声に耳を傾け、行政として支援をしてきたい。」と述べられました。



認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会



平成30年2月27日、東区役所で「直面している営農の課題について」をテーマに、認定農業者21名と農業委員及び農地利用最適化推進委員が、意見交換会を開催しました。

市街化区域の認定農業者からは「生産緑地制度について勉強している。」「固定資産税が高い。」「周囲の建物の陰で、農地に日が当たらない。」との発言がありました。また安佐北区の委員からは「耕作放棄地が多い。」、安芸区の委員からは「それぞれの農地が狭く、後継者がいない。」、佐伯区の委員からは「有害鳥獣の被害がひどい。対策にロケット花火を使うとサルの出没しなくなった地域がある。」などの発言がありました。

農業委員会では農地の利用最適化を推進するために農地を巡回し、 利用状況等の調査を行っています。

調査への御理解と御協力をお願いします。

1 農地利用状況調査

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況についての調査を実施しています。

2 農地利用意向調査

農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対して、自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか(農業振興地域内)、誰かに貸し付けるか等の意向を調査します。

"ひろしま活力農業"経営者育成事業の説明会等を実施します!!

広島市では、葉物野菜栽培などの研修、農地の斡旋、ビニールハウスのリース、定住に向けた空き家の紹介など、研修から就農まで農業経営者としてのスタートを手厚く支援する、"ひろしま活力農業"経営者育成事業を行っています。

説明会では、「どんな農業を行うの?」「就農・定住する地域はどんなところ?」などの疑問にお答えします!ぜひお気軽にご参加ください。

【説明会】

■就農・定住セミナー

日時: 8月18日(土)14:00 ~

会場: 合人社ウエンディひと・まちプラザ6F マルチメディア実習室(広島市中区袋町6番36号)

■現地見学・体験ツアー

日時: 9月22日(土) ~ 24日(月・祝)

場所: 広島市内の就農地、研修施設(広島市農業振興センター)など

【お問い合わせ先】

■農業に関すること

(公財)広島市農林水産振興センター 農業担い手育成課
〒739-1751 広島市安佐北区深川八丁目30番12号
☎(082)842-4421

■定住・説明会に関すること

広島市企画総務局地域活性化調整部 地域活性推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
☎(082)504-2837

農業委員会では、"ひろしま活力農業"経営者育成事業に係る就農地を斡旋するため、30aのビニールハウスを整備できる規模の農地を探しています!!
農業委員・農地利用最適化推進委員まで情報をお寄せください。

有害獣の防除用施設の補助制度があります!!

有害獣による農林産物に対する被害を防ぐため、防除柵等の設置資材費の一部を補助する制度があります。補助には、いくつかの条件がありますので、購入・設置前に、各区農林課等にご相談ください。

【補助対象となる防除柵等】

電気柵、防護柵、波鉄板、ワイヤーメッシュ、防除網、固定式捕獲柵、移動式捕獲柵

※ 柵の延長(囲う距離)が70メートル以上から対象となります。

※ 購入した資材費の2分の1以内で補助を行います。

※ 予算に限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

※ 補助対象は、原則、平成30年4月1日~平成31年2月15日までに購入したものです。

【お問い合わせ先】

中区地域起こし推進課 ☎(082)504-2820

東区地域起こし推進課 ☎(082)568-7705

南区地域起こし推進課 ☎(082)250-8935

西区地域起こし推進課 ☎(082)532-0927

経済観光局農政課 ☎(082)504-2247

安佐南区農林課 ☎(082)831-4950

安佐北区農林課 ☎(082)819-3932

安芸区農林課 ☎(082)821-4946

佐伯区農林課 ☎(082)943-9767



Interview ～地域の農地は地域で守る～

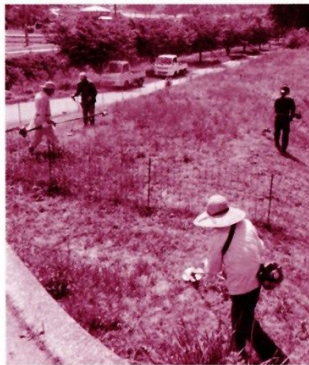
農地利用最適化推進委員の取組 安芸区阿戸町 伊崎 嘉己さん



伊崎さんは、平成28年7月に農地利用最適化推進委員に就任しました。
「安芸区阿戸町で生まれ育って70余年。50年の会社勤めを終え、改めて故郷を見ると、地域の景観が荒れていることを悲しく思いました。幼い頃は、周囲一帯、ほとんどの家が農業をしており、きれいな水田が広がっていましたが、高度経済成長を経て、地元から人口が流出し、地域が荒れていきました。微力ながら、地域を守るために農地利用最適化推進委員に応募しました。」と教えてくださいました。

伊崎さんは、推進委員として、日々、農地の利用状況調査、新規就農者への支援、小学校児童への農育・食育指導など、地域に根付いた活動をされています。

また、安芸区阿戸町で結成されたグループ「みはらし5（ファイブ）」にも参加されています。「みはらし5」では、町をきれいにしようという思いで一体となった農家や住民有志の集まりで、自力で管理できない地権者に代わり、月に1回程度、草刈や生い茂った竹や木を伐採し、景観を守る活動を続けています。



翌週のホタル祭りに備え、見晴しをよくするため農地を草刈する“みはらし5”

「ここに住んでいることの意義を感じてほしい。地域の皆が、地域を愛し、誇りを持ってほしい。そして地域を守り、美しくしていこうという心が出てくれば、良いことだと思う。安芸区阿戸町は、東西を山で囲まれ、川筋に小さな農地がある典型的な中山間地域。農地をイノシシやサルに荒らされることも多い。高齢化により農業をやめる人も多い。小規模でも、兼業も良い。定年になって後を継いでくれるのでも良い。農業を続けてほしい。」とおっしゃいます。引き続き農地利用最適化推進委員として、農業・農地を守り、地域の発展につながる活動をされることを期待しています。



“みはらし5”の皆さん

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」の提出について

「所有地及び耕作地に関する申告書兼農地基本台帳」は、毎年8月1日現在における農地の耕作や貸付状況等を調査するため、原則、借入地を含め10a以上の農地を耕作している農家の方に申告していただきます。

この申告をもとに、農業委員会で各農家の農地基本台帳を作成します。この農地基本台帳が、農地法に関する諸申請の審査や各種証明書の発行などを行うために必要な基礎情報となりますので、必ず申告してください。

なお、申告書は、各地区の生産区長を通じて配布しますので、必要事項を記入のうえ、生産区長へ提出してください。また、一部の農家の方には、申告書を農業委員会から直接送付しますので、必要事項を記入のうえ、農業委員会へ返送してください。

みんなで読もう！ 全国農業新聞

農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。
(月4回発行 購読料1か月700円)

～お問い合わせは、農業委員会事務局まで ☎(082) 568-7755)～